

令和8年度 愛別町会計年度任用職員募集のご案内

【会計年度任用職員制度とは】

国の法律（地方公務員法）の改正により、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、令和2年4月1日より、全国の市町村で新たに始まった職員の任用制度です。臨時職員として位置づけされていた職員が、会計年度任用職員へと名称変更され、任用の要件等について、明確化・厳格化されました。

【募集職種】

一般事務員（税務住民課）、保育教諭、保育補助員を募集します。

詳細は、『会計年度任用職員募集要項』をご覧ください。



町ホームページ

【任用期間は最大1年間】

任用期間は、会計年度内（4/1～3/31）の最大1年間です。

ただし、「更新」や「継続」はできませんが、同一職種に翌年から「再度の任用」とすることが可能ですので、良好な勤務成績であれば内部選考により採用を決定します。

【採用予定日】

令和8年4月1日（予定）

【応募受付期間】

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで（必着）

※直接持参される場合は、平日の8時30分から17時15分までにお越しください。

【選考方法】

提出された履歴書等により、書類選考のうえ合否を決定します。

選考結果につきましては、合否に関わらず郵送で通知します。（3月中旬予定）

【提出書類・提出先】

提出書類：①履歴書（写真付き）

②資格が必要な職種に応募する場合は、資格を証明する書類の写し

提出先：愛別町総務企画課総務係

〒078-1492 上川郡愛別町字本町179番地

TEL6-5112（内線214）

【勤務条件等】

1. 給与(報酬)

給与(報酬)については、職種や勤務形態、任用期間により、一般職員と同様にそれぞれ「級・号俸」となることから、最低ライン(●●●円以上)として、職種ごとに募集要項に記入しておりますので、ご確認ください。

支給日：毎月末日締め、翌月10日払い

2. 手当等

手当については、一定の要件を満たした場合に期末手当を支給します。また、職務内容により、時間外勤務等の手当を支給します。

(期末手当支給の要件：1週間平均の勤務時間が15時間30分以上の者)

支給日：6月10日、12月10日

3. 1週間の勤務時間

パートタイム会計年度任用職員(1週間当たり38時間45分に満たない範囲)

1日当たり7時間30分以内の勤務とします。

4. 休暇等

勤務日数に応じて、年次有給休暇を付与します。

当町の規定により、夏季休暇、忌引等の特別休暇を付与します。

5. 各種保険資格(共済組合・労働保険)

勤務時間が常勤職員の4分の3以上である者、また4分の3未満であっても、以下の要件を満たす短時間労働者については適用します。

- ・週の所定労働時間が20時間以上であること
- ・報酬の月額が8.8万円以上であること
- ・雇用期間が2か月を超える見込みであること
- ・学生でないこと

6. その他

(1)健康診断

勤務時間が常勤職員の4分の3以上で、任期が1年以上である者は、健康診断を年1回実施します。

(2)研修及び福利厚生

従事する業務内容、責任の程度に応じて適切に対応します。

(3)人事評価

人事評価の対象となり、実施方法等は常勤職員に準じて実施します。